

住民参加型まちづくり施設

整備事業の募集について

町では、住民団体等が自主的・主体的に地域の特性を活かした施設等の整備を企画・実施し、それを利用してまちづくり活動を行う団体に対しての補助事業を実施します。

皆さんの地域に密着した視点、各団体の特色ある力で、熊野町を活性化する提案をお待ちしています。

○対象者
町内でまちづくり活動を行っている団体、NPO法人等



○対象事業

施設整備などハードに関する事業で、継続的に地域の魅力づくりや活性化等を図ることが期待できる事業（下記の事業例参照）

※ただし、他の補助金の交付を受ける事業や事業の効果が特定の個人や団体、地域に限定される事業などは対象となりません。

○補助金額

1 事業あたり、1,200万円以内

○補助率

事業費の総額の4/5以内

○応募方法

商工観光課および各公民館に設置してある募集要項（申請書）に必要事項を記入し、商工観光課に提出

○募集期間

5月21日(月)～6月20日(水)

○審査会

7月に公開による審査会を開催しますので、そこで企画内容について、自由にPRしてもらいます。

○審査結果

審査会終了後1週間以内に発表（審査結果によっては、該当団体なしの場合もあります）

○事前相談

対象となる事業や申請方法など、事業の詳細は商工観光課にお問い合わせください。（お越しの際は、事前にご連絡ください。）

※この事業は、一般財団法人民間都市開発推進機構からの拠出金を活用して実施します。

2 商工観光課 ☎820・560

○対象事業

項目	事業例
1 景観形成事業	植栽やフラワーポットの設置等の緑化活動、景観形成に資すると認められる事業
2 まちの魅力アップ事業	シンボル施設の整備、モニュメントの設置、まちづくり活動拠点施設の整備、ライトアップ設備の整備、その他まちの魅力に資すると認められる事業
3 文化歴史事業	伝統文化継承のための資料館等の整備や歴史的建築物（倉庫、蔵、住宅等）の保全・改修、その他まちの伝統文化の継承・歴史的施設の保全に資すると認められる事業
4 観光振興事業	観光物産品の販売施設整備、観光振興のための案内板の設置、その他まちの観光振興に資すると認められる事業
5 安心安全なまちづくり事業	防犯カメラ、防犯灯、カーブミラーの設置、その他安心安全なまちづくりに資すると認められる事業
6 良好なまちづくり事業	ポケットパークの整備や広場への遊具の設置、里山の整備、食に関する活動拠点の整備、その他良好なまちづくりに資すると認められる事業

熊野町まちづくり

協働推進事業助成

団体募集

協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりにつながる事業に対し、その事業に要する経費の全部または一部を助成します。

- 対象 政治、宗教を目的としない非営利活動で、5人以上の団体
- 募集期間 5月7日(月)～5月31日(木)
- 助成金額 1団体につき上限額20万円

※募集要項は、商工観光課、熊野町社会福祉協議会または各公民館で配布します。（町ホームページからもダウンロード可）

2 商工観光課 ☎820・560

平成24年7月から外国人に関する登録制度が変わります



▼外国人住民の人にも住民票が作成されます

外国人住民にも住民基本台帳法が適用され、日本人と同様に住民票が作成されます。

その結果、これまで住民基本台帳法と外国人登録法の別々の制度で把握していた複数国籍世帯（外国人と日本人で構成する一つの世帯）について、世帯全員が記載された住民票の写し等が発行できるようになります。外国人住民にとって利便性が向上します。

施行時期は平成24年7月9日です。

▼「外国人登録証明書」の代わりに「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます

外国人登録制度が廃止されるため、「外国人登録証明書」に替わり、「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます。

なお、「外国人登録証明書」は、新制度施行後も引き続き有効ですので、すぐに切替の手続きをする必要はありません。基本的には新制度施行後の最初の更新時に、「在留カード」または「特別永住者証明書」に切り替わります。

▼平成24年5月頃に仮住民票をお送りします

外国人住民票の作成対象者には、外国人登録原票を基にした仮住民票を作成して通知します。仮住民票に記載された内容で施行日に住民票を作成します。

発送時期は、5月頃を予定していますので、内容確認にご協力をお願いします。

▼正確な外国人登録のお願い

住民票は外国人登録の内容を基に作成されます。実際は新しい住所に引っ越していても、役場に届けていない人は住所が確認できないため、住民票が作成されない場合があります。新制度に円滑に移行するために、正確な外国人登録をお願いします。

住民課 ☎820・5604



公開制度の区分	実施機関	請求(申出)人数	請求(申出)件数	処理状況			
				公開	部分公開	不存在	非公開
公文書公開請求	町長	3	7	5	0	2	0
個人情報公開請求	町長	2	5	3	1	1	0

※平成23年度は、町のその他の機関に対しての請求はありませんでした。

情報公開制度

個人情報保護制度の運用状況

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間における公文書と個人情報との公開状況について、次のとおり公表します。

総務課 ☎820・5601